

様式4の4(一般競争入札)

抽出事案[物品] 説明書

発注機関名: 港湾局

物品名	舞鶴港巡視船建造工事
物品概要	船用高速ディーゼル機関(最大出力450kw以上/1台) 2台 (逆転減速装置・遠隔操縦装置・計器盤及び警報盤等含) ・巡視船(全長18.9m、総トン数19t、速力28ノット以上・ 定員26名・アルミニウム合金製)登載用
調達理由	京都府管理港湾(舞鶴港・宮津港・久美浜港)の適正な管理のため、港湾局において巡視船による施設巡回等を実施している。現在の巡視船「みづなぎ」は平成5年から運行しており、老朽化が進んでいるため更新をおこなう。 本件では、巡視船の主機関(エンジン)の調達を行い、船舶本体は別途発注している。
入札参加資格及びその資格を設定した理由	・次の(ア)(イ)を証明出来る者 (ア)平成18年度以降に完工した総トン数14t以上のアルミニウム合金製船舶に登載したエンジンの製造実績 (イ)エンジン製造に必要な品質・施工管理において、適正な規定及び施工体制がとられている者 →一定規模以上の船舶用エンジンの製造実績及び、品質・施工管理の規定及び体制があれば、本件主機関を問題なく製造させることができるため。
入札参加資格があると認めた業者数(申込業者数)	2者 (2者)
入札参加資格がないと認めた業者数とその理由	該当なし
入札経過(電子入札)	<p>入札公告 令和4年4月19日 資料配付 令和4年4月19日～5月10日 申請受付 令和4年4月19日～5月10日 確認通知 申請者数 2者 開札・保留通知 令和4年5月12日 入札者数 令和4年5月31日 1者</p> <p>落札者 ヤンマー船用システム株式会社宮津営業所 落札金額 45,100,000円(税込) 予定価格 53,812,000円(税込) 落札率 83.8% 契約日 令和4年6月7日 納入期限 令和5年3月25日(予定) 特記事項 入札辞退者 1者</p>

物 品 概 要 説 明 資 料

1 物品概要

(1) 物 品 名

舞鶴港巡視船建造工事

(2) 納品場所

発注者指定の場所（巡視船建造工事受注造船所）

(3) 物品概要

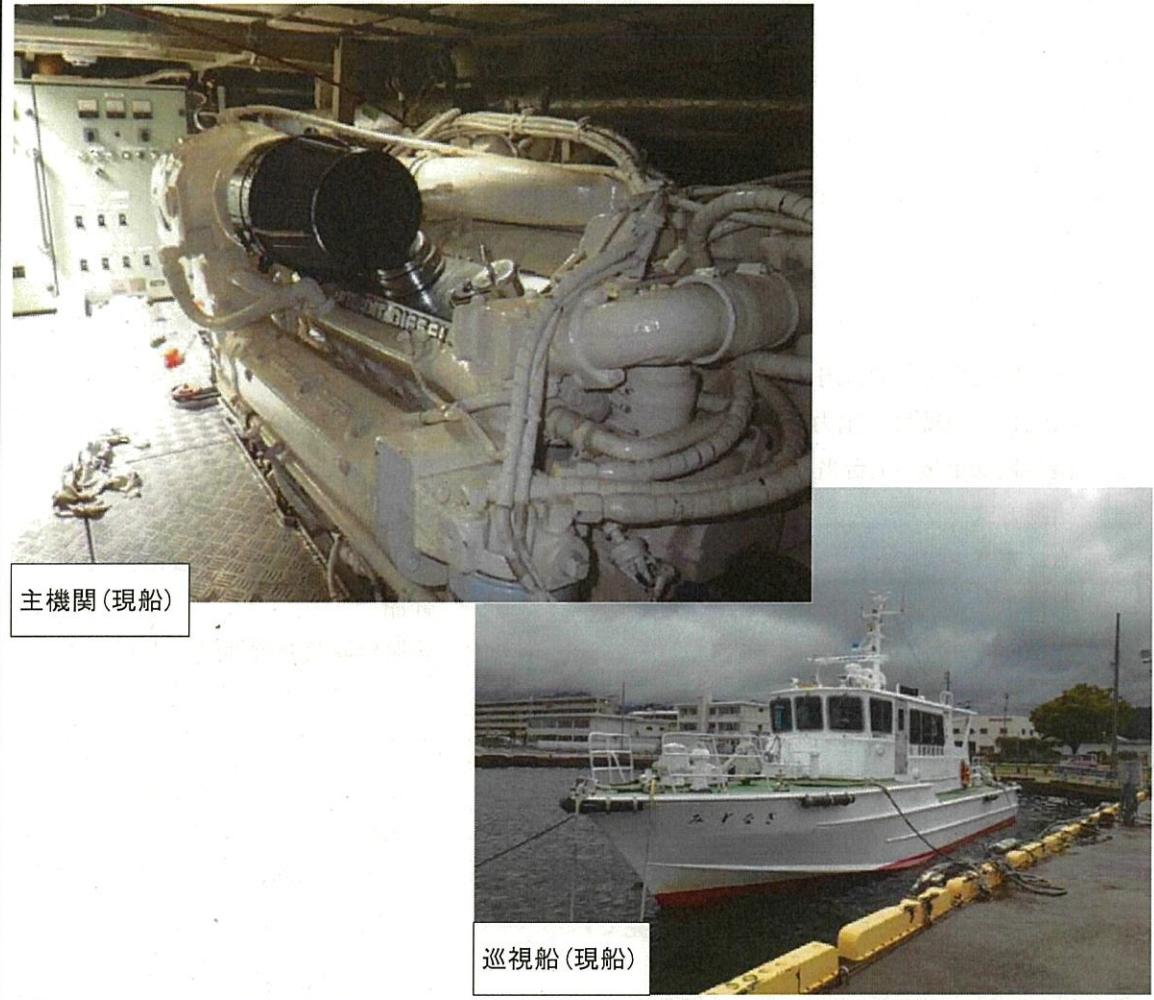
舶用高速ディーゼル機関（最大出力 450kW 以上 / 1 台）2 台
(逆転減速装置・遠隔操縦装置・計器盤及び警報盤等含)
・巡視船（全長 18.9m、総トン数 19 トントン、速力 28 ノット以上・定員 26 名・アルミニウム合金製）登載用

	現船舶	新船舶
建造年	平成 5 年	令和 5 年
総トン数	19 トントン	19 トントン
主機関 (最大出力)	舶用高速ディーゼル機関 386kW × 2 台	舶用高速ディーゼル機関 450kW 以上 × 2 台

(4) 納 期

令和 4 年 6 月 7 日～令和 5 年 3 月 25 日（予定）

2 (物品名) の写真



仕様書

1. 機器仕様

主機関

主機関（減速機を含む）は建造船の速力を確保できるよう、以下の仕様を基準とする。

また、予め検査機関の予備検査に合格し、JCI 船への搭載が可能なものとする。

(1) 主機関要目

数量	2 台
形式	舶用高速ディーゼル機関
連続最大出力（1台当たり）	450 kW 以上
回転数（連続最大出力時）	約 1,800~2,400 min ⁻¹
機関乾燥重量（1台当たり逆転減速機を含む）	2,000 kg 以下
始動方式	電気式
冷却方式	清水冷却式、海水間接冷却式
燃料	軽油
その他	防振装置及び弹性継手を装備する

(2) 逆転減速装置要目

数量	2 台
形式	遊転ポンプ付逆転減速機（V ドライブ）
軸交叉角度	約 10°
減速比（定格時出力軸回転数：約 1,100 min ⁻¹ ）	約 2.0 (±0.2 程度)
出力軸の回転方向（前進時船尾より見て）	右舷軸 時計回り 左舷機 反時計回り

(3) 遠隔操縦装置

遠隔操縦装置は、電気式とし、主機関の発停（非常停止を含む）、回転制御、逆転減速装置の制御を行えるものとする。

なお、主機関の機側においても操作可能な操作盤（計器盤と一体式も可）を含むものとする。

(4) 計器盤及び警報盤

主機関の計器盤、警報盤は、操舵席及び機関室に設置可能なもので、下記計器類（ただし、主機関メーカーが標準及びオプションで装備可能なもの）を装備する。

また、メーカーが必要としている計器類は標準装備とする。

盤名	計器類
計器盤	機関回転計（積算計付）
	機関潤滑油圧力計
	機関冷却水温度計

	機関排気温度計
	バッテリー充電表示灯
	逆転減速機作動油圧計
	前後進表示灯
警報盤	機関潤滑油圧低下 (可視、可聴)
	機関冷却水温度上昇 (可視、可聴)
	逆転減速機作動油圧低下 (可視、可聴)

2. 納入品及び数量

- | | |
|---------------------------------------|------|
| (1) 主機関 (前記仕様のもの) | 2 台 |
| (2) 減速逆転機 (前記仕様のもの) | 2 台 |
| (3) 遠隔操縦装置 (前記仕様のもの) | 2 台分 |
| (4) 計器盤及び警報盤 (前記仕様のもの) | 2 台分 |
| (5) 消音器 (湿式) 配管径 150A (主機排気口に相当するもの) | 2 個 |
| (6) 排気管伸縮継手 (防振マウントに対応したもの) | 2 台分 |
| (7) 冷却水管等継手 (防振マウントに対応したもの) | 2 台分 |
| (8) 燃料 1 次こし器 (油水分離機能付き、燃料配管に設置可能なもの) | 2 個 |

3. 提出書類等

(1) 承諾図書

契約後、速やかに以下に示す承諾図書を 3 部提出して当局担当者の承諾を受けるものとし、承諾後 1 部を返却する。なお、使用言語は日本語とする。

なお、下記の図書は適宜統合または分割することができる（完成図書も同様の扱いとする）。

- ① 主機関図
- ② 逆転減速装置図
- ③ 遠隔操縦装置図
- ④ 計器盤及び警報装置図
- ⑤ 付属機器図
- ⑥ 工場試運転方案

(2) 完成図書

納入時に以下に示す完成図書を 2 部提出する。また、建造工事に必要な図面等（提出図書に含まれないもの）を、建造工事受注造船所に提供するものとする。

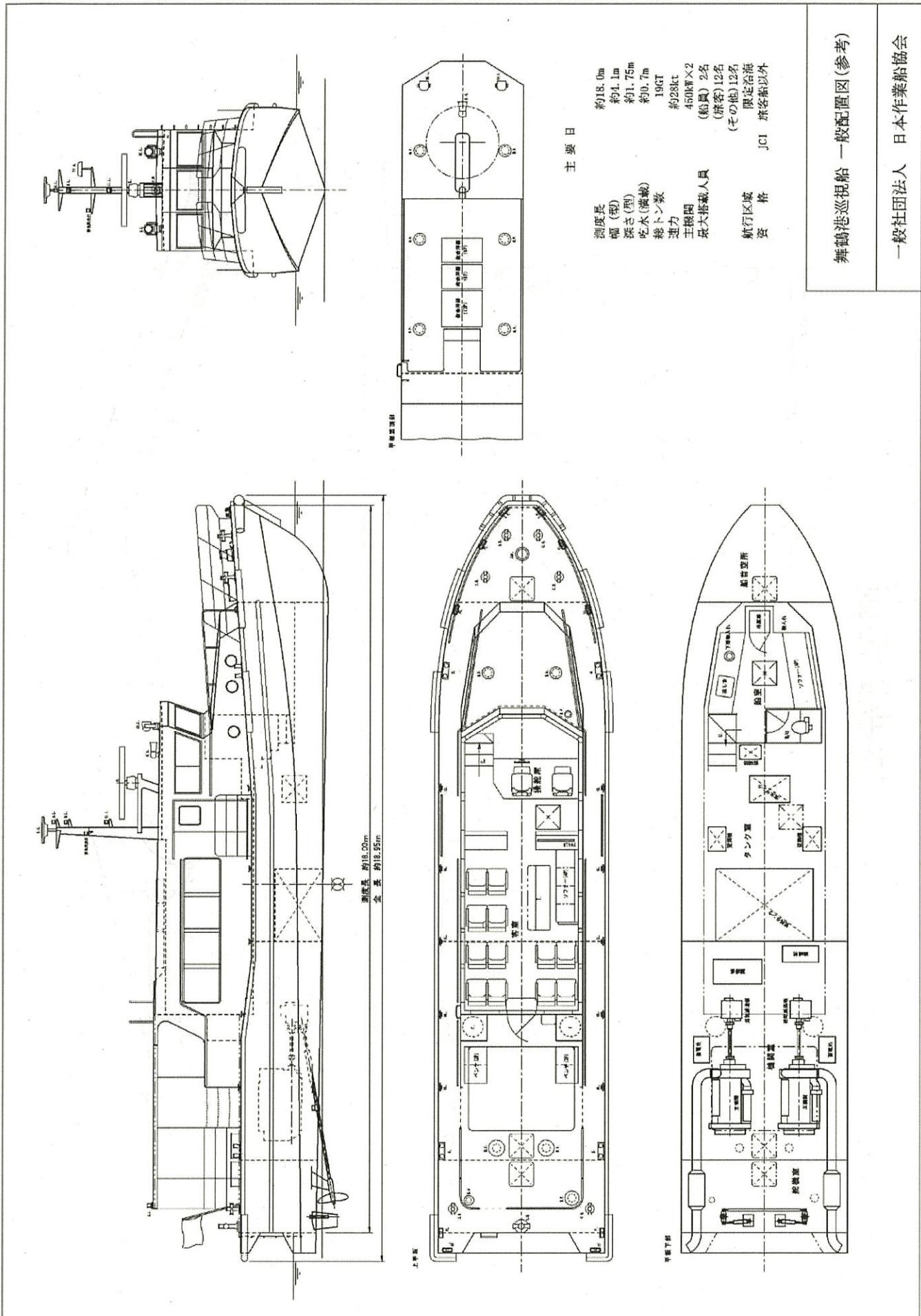
巡視船の完成図書として必要な図書は、建造工事受注造船所の求めに応じ、原稿（電子ファイル用 PDF 形式図書を含む）及び必要部数を提出するものとする。

- ① 主機関図
- ② 逆転減速装置図

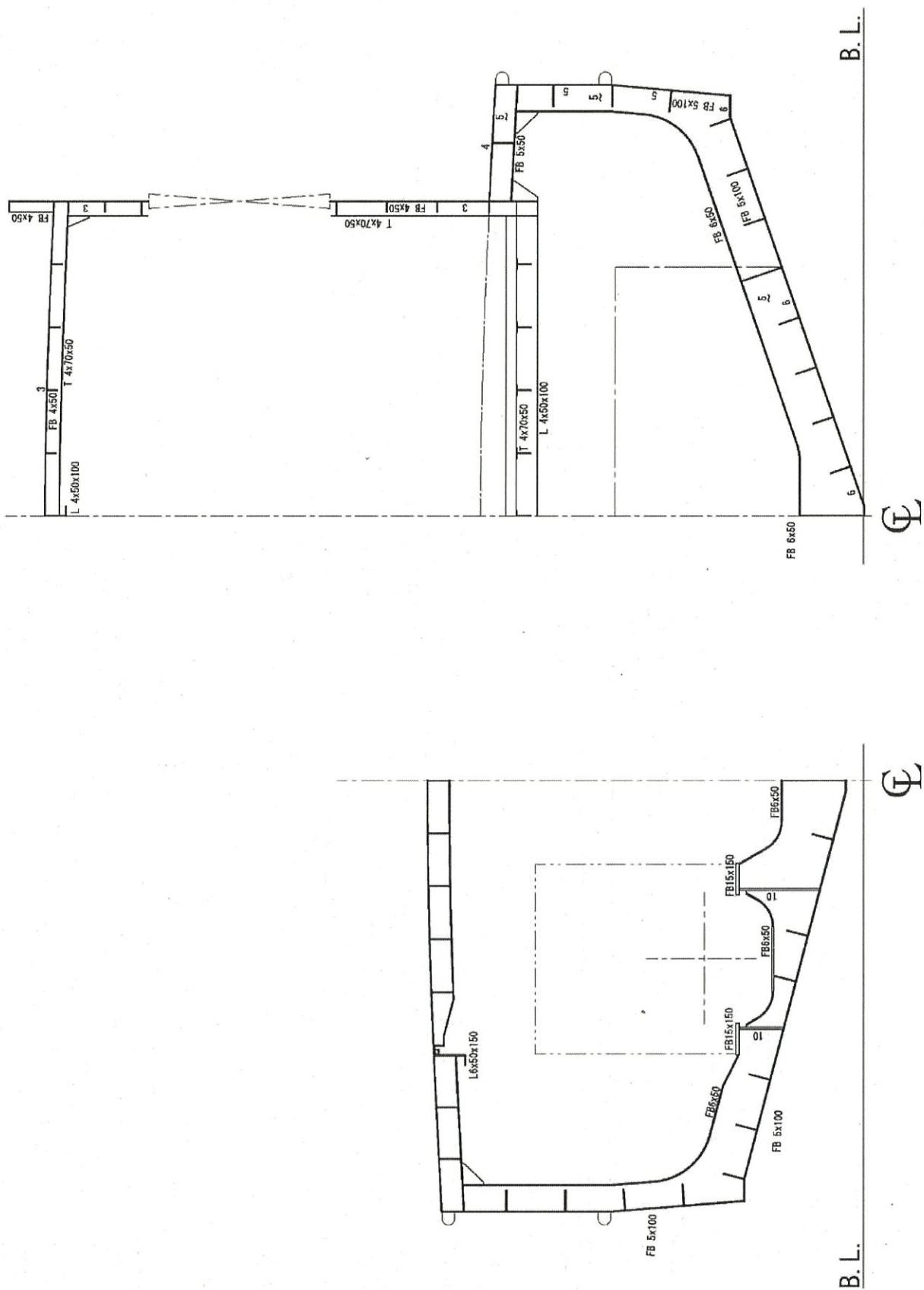
- ③ 遠隔操縦装置図
- ④ 計器盤及び警報装置図
- ⑤ 付属機器図
- ⑥ 上記に関する取扱説明書及びパーツリスト
- ⑦ 工場試験成績書

4. 検査

検査は納入時に各機器の外観及び数量、並びに提出図書を確認するものとする。



中央断面図



入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 4 年 4 月 19 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
舞鶴港 巡視船建造工事
港 4 舞港巡建第 1 号
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり（京都府ホームページに掲載）
- (3) 契約期間
契約日から令和 5 年 3 月 25 日まで
- (4) 納入場所
発注者指定の場所（巡視船建造工事受注造船所）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒624-0945 舞鶴市字喜多 1105 番 1 舞鶴 21 ビル 7 階
京都府港湾局港湾企画課調整係
電話番号 (0773) 75-0192
ファクシミリ番号 (0773) 75-4375
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア 交付期間
令和 4 年 4 月 19 日（火）から令和 4 年 5 月 10 日（火）までとする。
イ 入手方法
(ア) 原則として、アの期間に、京都府港湾局ホームページ
(<https://www.pref.kyoto.jp/kowanji/>) からダウンロードすること。
(イ) やむを得ず窓口配付又は郵送を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに、(1) の組織に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされている者であること。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
イ 審査基準日（申請書の提出期間の属する年の 1 月 1 日をいう。）において、直前 2 営業年度以上の営業実績を有しない者
ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
エ 平成 18 年度以降に完工した日本小型船舶検査機構の検査による総トン数 14 ト

- ン以上のアルミニウム合金製の船舶に搭載したエンジン製造の実績を証明することができない者
- オ 当該船舶エンジンの製造に必要な品質・施工管理において、適正な規定及び組織体制がとられていない者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

4 一般競争入札参加資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)のアと同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を隨時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

イ 入手方法

2の(2)のイと同じ。

(2) 申請書の提出期限等

ア 提出期限

令和4年5月10日（火）

なお、上記期限以外においても申請書を受け付けるものとするが、審査が間に合わないことがある。

イ 提出場所

2の(1)と同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

2の(2)のアの期間内に2の(1)の場所に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で4の(2)のアの提出期限までに必着のこと。

(3) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税証明書
ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書
エ 営業経歴書及び営業実績調書
オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書

カ 取引使用印鑑届
キ 船舶搭載エンジン製造実績調書
ク 品質・施工管理体制調書
ケ 3の(3)のカ及びキに該当しないことを証する書類
コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(4) 資料等の提出等

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 参加資格を有する者の名簿への登載

3について審査の上、参加資格があると認定された者は、舞鶴港巡視船建造工事 港4舞港巡建第1号に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和5年3月31日までとする。

8 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3の(1)及び(3)のア、カ及びキに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審

査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び3の(3)のアからキまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

10 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時
令和4年5月31日（火）午後2時
 - イ 場所
舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル8階 804会議室
 - ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限
令和4年5月30日（月）
 - (イ) 提出先
2の(1)と同じ。
 - (ウ) その他
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
持参又は郵送によることとし、電送による入札は、認めない。
- (3) 開札に立ち会う者
開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に關係のない職員が代理でくじを引くものとする。
- (4) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 3に掲げる資格のない者のした入札
 - イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
 - ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - エ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札した者のした入札
 - カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
 - キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
 - ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
 - ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
 - コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

1 1 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

1 2 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

1 3 その他

- (1) 1から12までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

1 4 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Patrol craft engine:1 set
- (2) Period for the submission of application forms and attached documents for the qualification:
From 9:00 AM on Tuesday, April 19, 2022 to 5:00 PM on Tuesday, May 10, 2022
- (3) The time, date and place for the submission of tender:

2:00 PM on Tuesday, May 31, 2022

Ports Bureau, Department of Construction and Transportation, Kyoto
Prefecture

Maizuru 21 Building, 1105-1 Kita, Maizuru, Kyoto, 624-0945, Japan

(4) Deadline for tender:

On Monday, May 30, 2022

(5) Contact point for the notice:

Ports Bureau, Department of Construction and Transportation, Kyoto
Prefecture

Maizuru 21 Building, 1105-1 Kita, Maizuru, Kyoto, 624-0945, Japan

TEL: (0773) 75-0192

FAX: (0773) 75-4375

入札説明書

舞鶴港巡視船建造工事 港4舞港巡建第1号に係る入札公告(令和4年4月19日付け京都府公報第302号。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和4年4月19日 金曜日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊
- 3 担当組織 〒624-0945 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル7階
京都府港湾局港湾企画課
電話番号 (0773)75-0192
FAX (0773)75-4375

4 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
舞鶴港巡視船建造工事
港4舞港巡建第1号
- (2) 業務の仕様等
別添「舞鶴港巡視船 主機関購入仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和5年3月25日まで
- (4) 納入場所 発注者指定の場所(巡視船建造工事受注造船所)

5 入札に参加する者に必要な資格

- 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)(別記第1号様式)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
 - (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日(申請書の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 平成18年度以降に完工した日本小型船舶検査機構の検査による総トン数14トン以上のアルミニウム合金製の船舶に搭載したエンジン製造の実績を証明することができない者
 - オ 当該船舶エンジンの製造に必要な品質・施工管理において、適正な規定及び組織体制がとられていない者
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目

的をもって暴力団の利用等をしている者

- (イ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。入札参加資格を有することを確認した者には一般競争入札参加資格確認通知を行う。

(1) 提出期間

令和4年4月19日(火)から令和4年5月10日(火)までの間
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出方法

ア 持参の場合、提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

イ 郵送の場合、書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(3) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和4年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者については、アからカまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

大分類「車両・船舶類」一小分類「船舶」

ア 法人にあっては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税義務者にあっては、府税納税証明書(別記第2号様式)

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 営業経歴書及び営業実績調書(別記第3号様式)

オ 法人にあっては審査基準日の直前の2営業年度に係る財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等)、個人にあっては所得税の確定申告書の写し及び営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料(仕掛品を含む。)の現在高調書

カ 取引使用印鑑届(別記第4号様式)

キ 船舶搭載エンジン製造実績調書(別記第5号様式)

ク 品質・施工管理体制調書

ケ 5の(3)のカ及びキに該当しないことを証する書類(別記第6号様式)

コ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状(別記第7号様式)

(6) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

(7) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本府に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和4年5月19日(木)午後5時まで(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること)

イ 提出場所

3に同じ

ウ 提出方法

任意の様式による書面を提出場所に持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 確認申請書、資格確認資料及び設計図書に関する質問回答

(1) 質問については、別記様式に記入し、ファクシミリ(FAX (0773)75-4375)で3の場所へ提出すること。郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。質問の提出期限は、確認申請書及び資格確認資料にあっては令和4年4月25日(月)正午まで、設計図書にあっては令和4年5月20日(金)正午までとする。

(2) 回答については、確認資料及び資格確認資料に関する質問にあっては速やかに、また、設計図書に関する質問にあっては、令和4年5月24日(火)に対象業者あてファクシミリにて送付する。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年5月31日(火)午後2時

イ 場所 舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル8階 804会議室

(2) 入札書を郵送する場合の提出期限

ア 日時 令和4年5月30日(月)

イ 提出先 3に同じ

(3) 入札の方法

入札書(別紙様式)は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

ア 入札書を持参する場合

(ア) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名を持って代えることができる。以下同じ。)をしておかなくてはならない。(別紙様式)

(イ) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は名称)及び「舞鶴港巡視船建造工事 港4舞港巡建第1号 入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

(ウ) 入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

イ 入札書を郵送する場合

- (ア) 郵便の種類は書留郵便とし、提出期限までに必着しなければならない。
 - (イ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。
 - (ウ) 入札書は二重封筒とし、表封筒に「舞鶴港巡視船建造工事 港4舞港巡建第1号 入札書在中」と朱書し、中封筒に入札書、資格確認通知書の写しを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、親展とする。
- (4) 入札書に記載する金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000 円」とする。誤って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。
- (5) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 5 に掲げる資格のない者のした入札
 - イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
 - ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - エ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札した者のした入札
 - カ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
 - キ 入札に関し、不正の利益を得るために連合その他の不正行為をした者のした入札
 - ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
 - ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
 - コ その他入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書を持参するまで又は郵送により入札書が 3 の提出先に到達するまで、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

10 入札保証金

免除する。

11 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 に相当する額の違約金を徴収する。

12 開札

開札は 9 の(1)に掲げる日時及び場所において、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

13 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第 6 号)第 145 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

おって、落札者が決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

14 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものと見なす。

なお、郵送により入札を行う者は、入札書とともに再入札書を提出することとし、入札書とは別の中封筒に入れ「再入札書在中」と記載し同封することとする。

おって、郵送による入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が立ち会う場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 契約書作成の要否

要する

17 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

18 その他

- (1) この入札説明書に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 開札後、仮契約を締結するまでに本府の指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (5) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情の申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

入札結果報告書

工事番号	港4舞港巡建第1号			
工事名	舞鶴港巡視船建造工事			
工事場所	発注者指定の場所(巡視船建造工事受注造船所)			
(税込み)	予定価格 53,812,000	最低制限価格	工事期間	着工 契約日 完成 令和5年3月25日
入札書比較価格	48,920,000			

上記の工事について、下記のとおり入札を執行しましたので、その結果を報告します。

令和4年5月31日

京都府知事様

港湾局副局長 安田 肇

入札場所		舞鶴21ビル 804会議室		日時	令和4年5月31日 14時00分
第1回(入札)		第2回(入札)		入札者氏名 見積人	摘要
順位	金額	順位	金額		
	辞退			富永物産(株) 大阪支店 (大阪市)	
1	41,000,000			ヤンマー舶用システム (株) 宮津営業所 (京都府宮津市)	落札 落札金額(税込) ¥45,100,000円

※上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)が会計法上の落札金額である。